

HIROGIN Debit

**契約内容変更に関する覚書兼
個人情報の取り扱いに関する
同意書・会員規約・規定集**

(VISA)



目 次

契約内容変更に関する覚書	1
個人情報の取り扱いに関する同意書	2
HIROGIN Debit-Visa デビットカード会員規約	12
HIROGIN Debit 保証委託約款	28

契約内容変更に関する覚書

私は、本覚書締結日時点で貴行との間に存在する当座貸越契約、金銭消費貸借契約などの一切の融資取引（その後の変更等も含み、以下「原契約」という。）について、下記の規定が追加適用されることを確約します。なお、本覚書による変更は、上記原契約締結日に遡って効力を生じるものとします。また、本覚書により変更される部分を除き、原契約のいかなる条項も本覚書により影響を受けず、引き続き完全な効力を有するものとします。

記

1. 借主または保証人（保証会社の保証人を含む）は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 借主または保証人（保証会社の保証人を含む）は、自らまたは第三者を利用して、次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
3. 借主または保証人（保証会社の保証人を含む）が暴力団員等もしくは、第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は、銀行の催告を要することなく、銀行からの請求によって、銀行に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。
4. 前項の規定の適用により、借主または保証人（保証会社の保証人を含む）に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主または保証人（保証会社

の保証人を含む)がその責任を負います。

5. 前2項の場合において、借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、請求が延着したままで到達しなかった場合には、通常到達すべき時期に期限の利益が失われたものとしますは買戻債務を負担したものとします。
6. 第3項または第4項の規定により、銀行に対するいっさいの債務の弁済がなされたときに、この契約および借主が別に締結した銀行取引約定書は失効するものとします。

以上

個人情報の取り扱いに関する同意書

申込人あるいは家族会員カード申込人(以下、あわせて申込人等という。)は、下記の条項について同意のうえ、株式会社広島銀行(以下、銀行という。)が発行する HIROGIN Debit(以下、カードという。)を申込みます(以下、本申込といふ。)。

なお、申込人等が銀行あるいは三菱 UFJ ニコス株式会社にカードを申込むにあたっては1.「カードを申込むにあたっての同意について」、3.「個人情報利用等に関する同意について(Visa を選択した場合)」で、申込人がカードを申込むにあたり、ひろぎんクレジットサービス株式会社(以下、保証会社といふ。)へ保証委託を申込むにあたっては2.「保証委託を申込むにあたっての同意について」にて、個人情報の取り扱いに関して定めることに同意します。

記

1.「カードを申込むにあたっての同意について」

第1条 個人情報の利用目的

申込人等は、銀行が、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、申込人等の個人情報を、下記業務および利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。ただし、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。

なお、銀行法施行規則等の規定に基づき、銀行は、業務を行う際に知り得た申込人等に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪歴についての情報等の特別な非公開情報を、適切な業務運営その他必要と認められる目的以外には利用もしくは第三者に提供いたしません。

<業務内容>

- ①預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、両替業務およびこれらに付随する業務
- ②公共債販売業務、投資信託販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務、クレジットカード業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- ③その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務(今後取り扱いが認められる業務を含む)

<利用目的>

- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスのお申込の

受付のため

- ②犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
 - ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
 - ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
 - ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
 - ⑥与信に関わる業務において個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
 - ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
 - ⑧お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - ⑨市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
 - ⑩お客さまと面談して行う銀行および提携会社等の商品やサービスに関する各種ご提案のため
 - ⑪ダイレクトメールの発送や電話セールス等、ダイレクトマーケティングによる銀行および提携会社等の商品やサービスに関する各種ご案内のために（※ただし、ご本人さまから中止するようお申し出があった場合、当該目的での利用を中止いたします。）
 - ⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事務管理のため
 - ⑬その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- ※上記⑦の受託業務および上記⑨の研究・開発においては、個々のお客さまにかかる情報の集約および当該情報の照合を含むデータ分析の結果を用いる場合がございます。
- ※上記⑩のご提案および上記⑪のご案内には、お客さまの商品購入履歴やサービス利用履歴等の情報を分析して実施する、お客さまの興味・関心に応じたご提案・ご案内が含まれます。

第2条 銀行と保証会社の間での個人情報の提供

申込人等は、本申込において保証会社に保証委託を行う場合は、本申込および本契約にかかる情報を含む申込人等に関する下記情報が、保証会社における本申込の受付、資格確認、保証の審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、市場調査等研究開発、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種提案、その他お客さまとの取引が適切かつ円滑に履行されるため必要な範囲で、銀行より保証会社に提供されることを同意します。

- ①氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報等、申込書ならびに契約書ならびに付属書面等本申込および本契約にあたり提出する書面に記載の全ての情報

- ②銀行における借入残高、借入期間、金利、返済額、返済日等本取引に関する情報
- ③銀行における預金残高情報、他の借入金の残高情報・返済状況等、申込人等の銀行における取引情報（過去のものを含む）
- ④延滞情報を含む本取引の返済に関する情報
- ⑤その他銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報

第3条 債権譲渡にともなう個人情報の第三者提供

銀行は、ローン等の債権は、債権譲渡・証券化等の方法により、銀行以外の事業者等に移転することがあり、その際、申込人等の個人情報を、当該債権譲渡または証券化のために必要な範囲で債権譲渡先または証券化のために設立された特定目的会社等に提供し、債権管理・回収等の目的のために利用いたします。

第4条 個人情報の提携先への第三者提供

1. 申込人等は、本契約が企業提携ローン等で下記に該当する場合は、本申込および本契約にかかる情報を含む申込人等に関する下記情報を下記目的の達成に必要な範囲で、提携先に提供されることに同意します。

- ①提携先の保証がある場合
- ②提携先の利子補給がある場合
- ③提携先が返済手続をする場合
- ④提携先が提供するサービスを受ける場合

＜提供される個人情報＞

- ①氏名、銀行における借入残高、借入期間、金利、返済額、返済日等本契約に関する情報
- ②延滞情報を含む本契約の返済に関する情報
- ③提携先の保証がある場合は、銀行が提携先に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報

＜提供される目的＞

- ①提携先による保証取引の継続的な管理
- ②提携先による利子補給の手続き
- ③提携先による返済の手続き
- ④提携先が提供するサービスを受けるため

2. 申込人等は、本契約による融資金を提携先の指定口座へ振り込む場合は、本申込および本契約にかかる情報を含む申込人等に関する下記情報を、下記目的の達成に必要な範囲で、提携先に提供されることに同意します。

＜提供される個人情報＞

氏名、銀行における借入金額、借入日等本契約の実行に関する情報

＜提供される目的＞

提携先による融資実行の確認

3. 個人情報の業務提携先への第三者提供

申込人等は、HIROGIN Debit に関する業務提携先がある場合は、本契約にかかる情報を含む申込人等に関する下記情報を下記目的の達成に必要な範囲で、提携先に提供されることに同意しま

す。なお、申込人等から個人情報の利用停止の申し出があったときは、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用を停止する措置をとります。

＜利用目的＞

提携先が行う商品・サービス等の提供を受けるため

＜情報の種類＞

氏名・性別・生年月日・電話番号・メールアドレス・その他提携先が必要とする項目

＜提供手段＞

オンライン・磁気媒体等による情報提供

第5条 個人情報の保険会社への第三者提供

申込人は、本契約に保険を付ける場合は、本申込および本契約にかかる情報を含む申込人に関する下記情報を、下記に記載の利用目的の達成に必要な範囲で、銀行が保険契約を締結する幹事生命・損害保険会社に提供されることに同意します。

＜提供される個人情報＞

- ①氏名、銀行における借入残高、借入期間、金利、返済額、返済日等本契約に関する情報
- ②延滞情報を含む本契約の返済に関する情報
- ③その他、銀行が幹事生命・損害保険会社に対して保険金を請求するにあたり必要な情報

＜提供される目的＞

幹事生命・損害保険会社における当該生命・損害保険の加入、管理および支払いのため

第6条 個人情報の債権回収会社への第三者提供

銀行が、債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年10月16日法律第126号）第3条により法務大臣の許可を受けた債権回収会社に本契約に係る債権の管理・回収を委託する場合には、本申込および本契約にかかる情報を含む申込人等に関する下記情報が、同社における下記目的のために、銀行より同社に提供されます。

＜提供される個人情報＞

- ①氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、申込内容に関する情報等、申込書ならびに契約書に記載される全ての情報
- ②本申込ならびに本契約にあたり提出される付属書類等に記載の情報ならびに口頭にて確認する情報
- ③銀行における借入残高、借入期間、金利、返済額、返済期日等本契約に関する情報
- ④銀行における預金残高情報、他の借入金の残高情報・返済状況等、申込人等の銀行における取引情報
- ⑤延滞情報、破産情報等を含む本契約の返済に関する情報
- ⑥その他、銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報

＜提供される目的＞

債権回収会社における銀行債権の管理・回収のため

第7条 個人情報の利用・提供の停止

1. 銀行は、第1条の〈利用目的〉⑪に規定している利用目的のうち、銀行の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内および提携先の宣伝物・印刷物の銀行発送物への同封等による送付については、申込人等から個人情報の利用の停止の申し出があったときは、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用を停止する措置をとります。
2. 前項の利用・提供の停止の手続きについては、銀行のホームページ(<https://www.hirogin.co.jp>)に掲載します。ただし、償還予定表等の取引書類余白への印刷物によるものは、停止することはできません。

第8条 開示・訂正等

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第25条から第27条に規定する開示、訂正等および前条に規定する利用・提供の停止の手続については、銀行のホームページ(<https://www.hirogin.co.jp>)に掲載します。

第9条 委託

銀行は、利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合があります。外部へ委託する際は、個人情報を適切に取り扱っていると認められる委託先を選定し、委託先と委託契約を締結し、委託先における個人情報の取扱状況を把握する等、委託先に対し必要かつ適切な監督を実施いたします。

第10条 不同意等の場合の取り扱い

銀行は、本申込に必要な記載事項を申込書に記載いただけない場合または第1条の〈利用目的〉⑪以外の利用目的に同意いただけない場合は、本申込による契約をお断りすることがあります。

第11条 本契約が不成立の場合

本契約が不成立であっても本申込をした事実は、第1条に基づき本契約不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第12条 条項の変更

本同意条項は法令の定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

<開示のお手続きについて>

銀行は次に掲げる開示等の依頼を受けた場合には、本人確認のうえ、適切かつ迅速に対応します。

- ①銀行が保有する個人情報の利用目的の通知
- ②当行が保有する保有個人データの開示(第三者提供記録の開示を含みます。ただし、一部または全部を開示しない場合があります。)

- ③銀行が保有する保有個人データの訂正・追加または削除

上記手続きに関するお問い合わせは、広島銀行本支店の窓口、または、下記の「お客さま相談室」までお願いいたします。また、上記①および②のご請求の際は、銀行所定の手数料が必要となりますので、あらかじめご了承ください。

<個人情報の取り扱いに関する質問および苦情の受付窓口>

株式会社 広島銀行 お客さま相談室

〒730-8691 広島県広島市中区紙屋町1丁目3番8号
電話 0120-164-030 (受付時間：平日9時～17時)
当行の代表者の氏名については、広島銀行のホームページ(<https://www.hirogin.co.jp/company/profile/officers/>)をご覧ください。

2.「保証委託を申込むにあたっての同意について」(ひろぎんクレジットサービス株式会社の場合)

第1条 個人情報の収集・保有・利用

申込人等は、本申込（本契約を含む。以下同じ。）を含む保証会社との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下、これらを総称して個人情報という。）を保証会社が保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。

- ①所定の申込書に申込人等が記載した申込人等の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況
- ②本申込に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数
- ③本申込に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況
- ④本申込に関する申込人の支払能力を調査するため又は支払途上における支払能力を調査するため、申込人等が申告した申込人等の資産、負債、収入、支出、保証会社が収集したクレジット利用履歴及び過去の負債の返済状況

第2条 保証会社と銀行の間での個人情報の提供

申込人等は、本申込にかかる情報を含む申込人等に関する下記情報が保証会社より銀行に提供され、下記目的の達成に必要な範囲で、銀行が利用することに同意します。

<提供される情報>

- ①氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報等、申込書ならびに契約書ならびに付属書面等本申込にあたり提出する書面に記載の全ての情報
- ②保証会社での保証審査の結果に関する情報
- ③保証番号や保証料金額等、保証会社における取引に関する情報
- ④保証会社における保証残高情報、他の取引に関する情報等、銀行における取引管理に必要な情報
- ⑤銀行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続きに必要な情報
- ⑥代位弁済完了後の返済状況等に関する情報

<提供される目的>

- 1.「カードを申込むにあたっての同意について」第1条に記載の利用目的

第3条 債権譲渡にともなう個人情報の第三者提供

保証履行に伴う求償債権は、債権譲渡・証券化といった形式で、他の事業者等に移転することができます。申込人等は、その際、申込人等の個人情報が当該債権譲渡または証券化のために必要な範囲内で、債権譲渡先または証券化のために設立された特定目的会社等に提供され、債権管理・回収等の目的のために利用されることに同意

します。

第4条 個人情報の債権回収会社への第三者提供

保証会社が、債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年10月16日法律第126号）第3条により法務大臣の許可を受けた債権回収会社に本申込に係る債権の管理・回収を委託する場合には、申込人等に関する第1条に規定する個人情報が、同社における保証会社債権の管理・回収のために必要な範囲で、保証会社より同社に提供されます。

第5条 個人情報の開示・訂正・削除

1. 申込人等は、保証会社に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。保証会社に開示を求める場合には、第7条記載の保証会社窓口に連絡して下さい。
2. 万一登録内容が事実でないことが判明した場合には、保証会社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第6条 本同意条項に不同意の場合

保証会社は、申込人等が本申込の必要な記載事項（申込書、契約書表面で申込人等が記載すべき事項）の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部を承認できない場合、本申込をお断りすることがあります。

第7条 個人情報の取り扱いに関する問合せ窓口

個人情報の開示・訂正・削除に関するお問合せは、下記の保証会社までお願いします。

ひろぎんクレジットサービス株式会社 お客様相談室
〒730-0031 広島市中区紙屋町1丁目3番8号
電話 082-248-5861 (受付時間：平日9時～17時)

第8条 本契約が不成立の場合

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第1条に基づき、本契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第9条 条項の変更

本同意条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

3.「個人情報利用等に関する同意について(Visaを選択した場合)」
申込人および会員（以下併せて「会員等」と称します。）は、株式会社広島銀行（以下「当行」と称します。）、および三菱UFJニコス株式会社（以下「三菱UFJニコス」と称します。）が、HIROGIN Debitの入会申込（以下「本申込」と称します。）にあたり、個人情報の収集・利用・保有・提供・開示について個人情報に関する必要な保護措置を行ったうえで以下の条項に則り取り扱うことに同意します。

当行と三菱UFJニコスにおける個人情報の取り扱い

第1条（個人情報の取得・利用・保有）

1. 会員等は、当行および三菱UFJニコスが個人情報の保護に関する

法律に基づき、デビットカード取引契約（契約の申込みを含む。以下同じ。）を含む当行との取引に関する判断およびその後の管理のため、以下の情報を取得・利用・保有することに同意します。

- ①入会申込時や入会後に会員等が届け出た、または提出された書面に記載された会員等の氏名、性別、生年月日、住所、連絡先、会員等の属性に関する情報、本人を特定するための情報（これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含む。以下同じ。）
 - ②入会申込日、入会承認日、支払預金口座、ご利用可能枠等、デビットカード取引契約に関する情報
 - ③デビットカード取引契約に基づくカード取引の利用状況、利用履歴、支払開始後の利用残高、利用明細、月々の引落状況等、および電話等での問い合わせにより知り得た情報
 - ④会員等または公的機関等から、適法かつ適正な方法により取得した、住民票等公的機関等が発行する書類の記載事項
 - ⑤本人確認資料等、法令等に基づき取得が義務づけられ、または認められることにより会員等が提出した書類の記載事項
 - ⑥官報、電話帳、住所地図等において公開されている情報
2. 会員等は、当行または三菱UFJニコスがカード発行、会員管理およびカード付帯サービス（会員向け各種保障制度、各種サービス等）を含む全てのカード機能の提供のために前項①②③の個人情報を利用することに同意します。
3. 会員等は、当行または三菱UFJニコスが下記の目的のために第1項①②③の個人情報を利用することに同意します。
- (1) 当行または三菱UFJニコスのデビットカード関連事業における市場調査・商品開発
 - (2) 当行、三菱UFJニコスまたは加盟店等のデビットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付および電話等による営業案内

第2条（業務の委託）

1. 当行または三菱UFJニコスは、デビットカード取引契約に関してその業務の一部または全部を、当行または三菱UFJニコスの提携先企業に委託する場合、個人情報の保護措置を講じた上で、前条により取得した個人情報を当該提携先企業に提供し当該提携先企業が利用することができます。
2. 当行または三菱UFJニコスは、当行または三菱UFJニコスの事務（コンピューター事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等）を第三者に業務委託（契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含む。）する場合、個人情報の保護措置を講じた上で、前条により取得した個人情報を当該提携先企業に提供し、当該提携先企業が利用することができます。

第3条（個人情報の共同利用および公的機関等への提供）

1. 当行および三菱UFJニコスは、カード発行、会員管理およびカード付帯サービス（会員向け各種保障制度、各種サービス等）を含むすべてのカード機能履行のため、第1条第1項①②③の個人情報を、保護措置を講じた上で、三菱UFJニコスの連結対象会社および持分法適用会社（以下「共同利用会社」と称します。）に提

- 供し、当行および三菱 UFJ ニコスと共同利用することができます。
2. 会員等は、当行または三菱 UFJ ニコスが下記の目的のため、第 1 条第 1 項①②③の個人情報を、保護措置を講じた上で共同利用会社に提供し、当行および三菱 UFJ ニコスと共同利用することに同意します。
- (1) デビット関連事業における市場調査・商品開発
- (2) デビット関連事業における宣伝物・印刷物の送付および電話等による、営業案内
3. 本契約期間中に、第 1 項の共同利用会社が新たに生じた場合には、当該共同利用会社の、会社名、住所、電話番号、および個人情報の共同利用目的、共同利用される個人情報の項目、共同利用する会社の範囲を、通知または下記のホームページにて公表するものとします。なお、前 2 項の共同利用において、共同利用される個人データの管理について責任を有する者は三菱 UFJ ニコスとします。 [ホームページ (URL) <http://cr.mufg.jp>]
4. 会員等は、当行が各種法令の規定により提供を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意します。また、当行がデビットカード取引契約を含む当行との取引に関する判断およびその後の管理のため、住民票等公的機関等が発行する書類を取得するに際し、公的機関等から個人情報の提供を求められた場合、当該個人情報を提供することに同意します。

第 4 条（利用・提供中止の申し出）

第 1 条第 3 項または第 3 条第 2 項に定めるデビット関連事業における市場調査・商品開発あるいは営業案内を目的とした利用および共同利用に同意を得た範囲内で当行または三菱 UFJ ニコスが当該情報を利用している場合であっても、中止の申し出があった場合は、それ以上の当行または三菱 UFJ ニコスでの利用、他社への提供を中止する措置をとります。ただし、明細書等の余白に印刷され、またはこれらと同封される宣伝・印刷物については、この限りではありません。また、当該利用中止の申し出により当行、三菱 UFJ ニコスおよび三菱 UFJ ニコスの加盟店等の商品・サービス等の提供および営業案内を受けられなくなる場合があることを会員等は、あらかじめ承認するものとします。

第 5 条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 会員等は、当行および三菱 UFJ ニコスに対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより各社の保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
- (1) 当行に開示を求める場合には、本同意条項末尾に記載の当行相談窓口に連絡願います。
- (2) 三菱 UFJ ニコスに開示を求める場合には、第 7 条第 2 項に記載の DC カードコールセンターに連絡してください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えいたします。
- (3) 第 3 条の共同利用会社に開示を求める場合には、第 7 条第 2 項に記載の DC カードコールセンターに連絡してください。開

示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えいたします。また下記のホームページにてもお知らせしております。

[ホームページ（URL）<http://cr.mufg.jp>]

- 会員等は、当行および三菱UFJニコスに対して、各社の保有する自己に関する個人データの内容が事実でない場合、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、当該個人データの内容の訂正等するよう請求することができます。連絡先は前項各号に準じるものとします。

第6条（個人情報の取り扱いに不同意の場合）

当行または三菱UFJニコスは、会員等が入会申込書の必要な記載事項の記載を希望しない場合および本同意条項（変更後のものも含む）の内容の全部または一部を承認できない場合、入会をお断りすることや退会手続をとることがあります。ただし、第1条第3項または第3条第2項に定めるデビット関連事業における市場調査・商品開発あるいは営業案内を目的とした利用および共同利用に同意しない場合でも、これを理由に当行または三菱UFJニコスが入会をお断りすることや退会手続をとることはできません。

第7条（問合せ窓口）

- 会員等の個人情報に関するお問合せや開示・訂正・削除、またはご意見の申し出、あるいは利用・提供中止の申し出等は、本同意条項末尾に記載の当行相談窓口に連絡願います。
- 三菱UFJニコスが利用している会員等の個人情報の、三菱UFJニコスにおける利用に関するお問合せや開示・訂正・削除、またはご意見の申し出、あるいは利用・提供中止の申し出等および第3条の共同利用会社における利用に関するお問合せやご意見の申し出は、下記までお願いします。

なお、三菱UFJニコスは、個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報保護総轄管理者を設置しております。

三菱UFJニコス株式会社 DCカードコールセンター

東京：〒150-8015 東京都渋谷区道玄坂1-3-2 TEL03-3770-1177

大阪：〒541-8539 大阪市中央区瓦町2-1-1 TEL06-6533-6633

第8条（契約不成立時および会員資格取消・退会申出後の個人情報の利用）

- 本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、当該契約の不成立の理由のいかんを問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
- 当行および三菱UFJニコスは、会員等が資格を取り消された後または退会を申し出た後も、第1条および第3条に定める目的で、法令等または当行および三菱UFJニコスが定める所定の期間、個人情報を利用し、保有します。

第9条（条項の変更）

本章における各同意条項は法令が定める手続きに従い、必要な範囲内で変更できるものとします。

【問合せ・相談窓口】

- 商品などについてのお問合せ・ご相談はカードをご利用された加盟

店にご連絡ください。

2. 個人情報の開示・訂正・削除等の会員等の個人情報に関するお問合せおよびご相談は当行本支店店頭窓口または下記にご連絡ください。

株式会社 広島銀行 お客様相談室

電話 0120-164-030 (受付時間：平日 9 時～17 時)

HIROGIN Debit-Visa デビットカード会員規約

第1条（会員）

1. 日本国内にお住まいの個人の方で、本規約を承認のうえ、株式会社広島銀行（以下「当行」といいます。）が三菱UFJニコス株式会社（以下「三菱UFJニコス」といいます。）に業務の一部を委託し運営するデビットカード取引システム（以下「本取引システム」といいます。）に入会を申し込み、当行および三菱UFJニコス（以下「両社」といいます。）が入会を受付、承認した方を会員とします。

2. 会員と当行との契約は、当行が入会を認めた時に成立します。

第2条（適用範囲）

1. 本規約において「デビット取引」とは、両社が適当と認めた Visa Worldwide Pte.Limited（以下「Visa Worldwide」といいます。）と提携した金融機関・クレジット会社（以下「提携先等」といいます。）の加盟店（以下「加盟店」といいます。）、海外クレジットカード会社が海外に設置し Visa Worldwide 所定のマークを掲示している ATM（以下「海外 ATM」といいます。）において、会員が商品を購入したり役務の提供を受けること、海外 ATM 出金（以下これらに係る取引を総称して「売買取引等」といいます。）に伴い、会員に発生する債務（以下「売買取引等債務」といいます。）に相当する金額を、当行が会員よりあらかじめ決済口座として届け出られた会員名義の当行口座から引き落とし、当行から提携先等を通して加盟店へ弁済する取引をいいます。なお、決済の方法等については、第9条によるものとします。

2. 決済口座は当行所定の普通預金口座（総合口座取引の普通預金を含みます。）に限らせていただき、本規約に定める決済口座からの引き落としは普通預金規定（総合口座規定を含みます。）にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードの提出なしに引き落とすものとします。

第3条（デビットカードの発行と管理）

1. 当行は、会員に対し、会員氏名・会員番号・カードの有効期限等（以下「カード情報」といいます。）を表示したデビットカード（以下「カード」といいます。）を貸与します。当行は、カードを当行所定の方法により会員に送付するものとします。
2. 会員は、当行からカードを貸与された場合は、直ちに当該カードの署名欄に自署をするものとします。

3. カードは、カードの署名欄に自署した会員本人以外は利用できないものとします。また、会員は善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を利用・管理し、本規約に定める場合を除き、カードに組み込まれている半導体集積回路（以下「ICチップ」といいます。）の毀損、分解や格納されていた情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ってはならないものとします。
4. カードの所有権は当行に帰属します。会員は、カードを他人に貸与、譲渡または質入れする等カードの占有を第三者に移転させることや、カード情報を第三者に利用させることは一切できないものとします。
5. カードの使用・保管・管理に際して、会員が本条第3項または本条第4項に違反し、その違反に起因してカードが不正に利用された場合、会員は、売買取引等債務についてのすべての支払いの責を負うものとします。
6. 当行は、会員のカードまたはカード情報が第三者によって不正利用されている、またはそのおそれがあると判断した場合、会員のカードを無効としたうえで会員に通知し、会員の当該不正利用等への関与が認められない場合には、新たにカードを発行することができるものとします。
7. カードが、会員の不在等の理由により不送達となり、返却された場合には、当該カードは廃棄しますので、会員が利用を希望する場合には、改めてカードの申し込みが必要となります。
8. 本条第7項の規定は本条第6項または第20条によりカードの再発行を行う場合にも準用されるものとします。
9. カードの発行は、当行、あるいは当行から委託を受けた第三者が行うものとします。

第4条（カードの有効期限）

1. カードの有効期限は当行が定めるものとし、カード表面に記載した月の末日までとします。
2. カードの有効期限が到来する場合、当行が引き続き会員として承認する会員には、新しいカードと会員規約を送付します。この場合、有効期限が経過したカードは廃棄（磁気ストライプと ICチップ部分を切断）のうえ、新しいカードを利用してください。
3. カードの有効期限内におけるカード利用によるデビット取引の決済については、有効期限経過後、第18条による退会後または第13条第3項、第13条第7項もしくは第15条第2項の会員資格取消後においても、本規約を適用するものとします。また、第6条第3項に定める継続的に発生する各種代金のデビット取引の決済については、カードの有効期限内に会員がカード情報を事前に加盟店に登録する等当行が適当と認める方法を行った限りにおいては、各種代金債務の発生時期が有効期限経過後、第18条による退会後または第13条第3項、第13条第7項もしくは第15条第2項の会員資格取消後においても、本規約を適用するものとします。

第5条（暗証番号）

1. 会員は、当行所定の方法によりカードの暗証番号を登録していただきます。

2. 暗証番号を変更する場合は、カードの再発行が必要となります。再発行に関しては第20条を準用します。
3. 会員は、暗証番号を登録する場合、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、また他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。なお、会員は当行が定める指定禁止番号を登録することができません。
4. カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、これにより会員に生じた損害については会員の責任になります。
5. 使用されたカードの暗証番号が当行に登録された暗証番号と一致していることを確認し、当該利用者を本人として取り扱ったときは、カード・暗証番号等に事故があった場合であっても、これにより会員に生じた損害については、当行は一切責任を負いません。

第6条(利用方法)

1. 会員は、加盟店においてカードを提示し、デビット取引に係る機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）にカード情報を読み取らせ、所定の売上票にカード裏面署名と同じ署名を行うことにより、売買取引等を行うことができます。また、上記手続きのうち売上票への署名に代えて、当該加盟店に設置されている端末機にカードの暗証番号を入力する等両社が適当と認める方法により売買取引等を行うこともできます。ただし、端末機の故障等の場合、または別途両社が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法でカードを利用していくことがあります。なお、会員は、カードをインプリンター方式（カード表面の凹凸を利用して売上票に印字を行う方式）でのみ処理する加盟店では利用することはできません。
2. 会員は、コンピューター通信・インターネット等のオンラインによって通信販売等を行う加盟店において、カード情報をオンライン上で当該加盟店に送付する等両社が適当と認める方法により、売買取引等を行うことができます。また会員は、コンピューター通信・インターネット等のオンライン以外の通信販売等を行う加盟店において、カード情報をファックスやハガキで当該加盟店に送付する等両社が適当と認める方法により、売買取引等を行うことができます。
3. 会員は、カード情報を事前に加盟店に登録する等両社が適当と認める方法により、継続的に発生する各種代金の決済を内容とする売買取引等を行うことができます。なお、カードの再発行等により当該登録内容に変更があった場合、または会員資格を喪失した場合は、会員がその旨を加盟店に通知し、決済手段の変更手続きを行うものとします。ただし、カード再発行等の理由によりカード番号が変更になった場合等、両社が必要と認めたときは、会員は、当該加盟店からの要請により両社がカード情報の変更内容等を当該加盟店に通知することを異議なく承諾するものとします。
4. 利用金額・利用状況、購入商品・提供を受ける役務の種類等によつては、デビット取引のカード利用について、その都度両社の取引承認が必要となります。この場合、会員は、加盟店が両社に対してカード利用に関する照会を行うこと、および両社が必要と判断する範囲においてかかる照会に対し回答することを異議なく承諾す

- るものとします。また、会員は、利用する取引や購入商品の種類、利用金額等により、両社が直接若しくは提携クレジットカード会社、海外クレジットカード会社を経由して加盟店若しくは会員自身に対し、カードの利用状況等に関し照会を行うことを予め承諾するものとします。
5. 会員のカード利用状況等から両社が適当でないと判断した場合、両社は、カードの利用をお断りすることができるものとします。また、両社は、貴金属・金券類・パソコン等一部の商品等については、カードの利用を制限することがあります。
6. 両社は、会員のカードが第三者によって不正に利用されるおそれがあると判断した場合、会員のカード利用を一時的に制限、中止、停止することができます。この場合、会員は、両社が、会員に直接または加盟店を通じて所定の本人確認の調査を行うことをあらかじめ承諾するものとします。
7. 当行は、第11条の定めに従い、売買取引等債務相当額を、会員に代わって加盟店に立替払いすることができます。会員がカード利用により購入した商品の所有権は、当行が加盟店に立替払いしたことにより加盟店から当行に移転し、会員の当該代金完済まで当行に留保されるものとします。
8. カードの利用による売買取引等上の紛議は、会員と加盟店との間において解決するものとします。また、カードの利用により加盟店と売買取引等を行った後に、会員と加盟店との合意によってこれを取り消す場合は、その代金の精算については両社所定の方法によるものとします。
9. 海外ATMにおいて外貨が引出し出来ない等、会員と海外クレジットカード会社との間に生じる取引上的一切の問題については、会員と海外クレジットカード会社との間で解決するものとします。両社は会員と加盟店等との間に生じた問題について、責めを負わないものとします。
10. 会員は、売買取引等の特定と内容確認のため、カード利用により購入した商品、提供を受けた役務、会員との通話、その他の取引の内容およびそれに関する情報、通話先電話番号を含む通話明細が、加盟店から両社に開示されることを承諾するものとします。
11. 会員は、両社が必要と認めた場合、カードの利用を制限される場合があることを承諾するものとします。また、システム、通信回線、端末機のメンテナンス、故障、障害等によりデビット取引を行うことができない場合があることを承諾するものとします。両社は、これらにより会員に損害等が生じたとしても、一切責任を負わないものとします。
12. 会員は、本条第1項の定めにかかわらず、高速道路や機内販売等、一部の加盟店において、カードを利用できないことがあることを予め承諾するものとします。
13. 未成年の会員は、加盟店が商品の購入または役務の提供に年齢制限を設けている場合であって、所定の年齢に満たない場合は、カードを利用してはならないものとします。

第7条（海外ATM出金の利用方法）

1. 海外 ATM で出金取引を行うに際しては、カードを海外 ATM に挿入し、暗証番号を入力して取引を行うものとします。

第8条(利用限度額)

1. 会員は、決済口座の預金残高を超えてデビット取引を行うことはできません。ただし、第11条の第1項から第3項に該当する場合は除きます。また、1回、1日、1ヶ月あたりの利用限度額は当行所定の金額としますが、会員は、当行所定の方法により売買取引等の利用限度額を変更することができます。なお、利用限度額の基準となる1日は日本標準時の午前0時に始まり翌日の午前0時に終わる24時間とし、同じく1ヶ月は日本標準時の月初日の午前0時に始まり翌月の月初日の午前0時に終わる1ヶ月とします。

第9条(決済方法)

1. デビット取引の利用代金の支払区分は1回払いのみとします。
2. 会員が加盟店と売買取引等を行う場合に、加盟店が会員のカード情報を両社にオンラインまたは所定の方法を通じて送付した結果、加盟店に設置されている端末機またはコンピューターに取引承認を表す電文が表示されたり、その他所定の方法で取引承認の通知がなされた時点をもって、会員から当行に対して売買取引等債務相当額の決済口座からの引き落としの指示および当該引き落としにかかる金額による売買取引等債務の弁済委託がなされたものとみなします。
3. 当行は、本条第2項に定める売買取引等の承認の表示または通知がなされた時点の後、加盟店から両社に送信されるデビット取引の利用情報（以下「利用情報」といいます。）に基づき、即時に売買取引等債務相当額を決済口座から引き落とします（以下この手続きを「暫定支払手続き」、暫定支払手続きにより処理された売買取引等債務相当額を「暫定引落額」といいます。）。なお、加盟店との通信事情等により利用情報の到達が遅れた場合、当行は、当該利用情報が当行に到達した後に暫定支払手続きを行うものとします。
4. 当行は、本条第3項に定める暫定支払手続きがなされた後、加盟店からデビット取引の売上確定情報（以下「売上確定情報」といいます。）が両社に到達したときは、当該売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額を提携先等を通して加盟店に支払います。なお、到達した売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額が利用情報に基づいて暫定支払手続きを行った際の暫定引落額を下回っていた場合、その差額相当額は会員の決済口座に返金するものとします。一方、到達した売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額が利用情報に基づいて暫定支払手続きを行った際の暫定引落額を上回っていた場合の処理は第11条第2項によるものとします。
5. 当行は、加盟店との通信事情等により利用情報が到達せず、本条第3項に定める暫定支払手続きがなされないままデビット取引の売上確定情報のみが到達した場合、売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額を決済口座から引き落とし（以下この手続きを「確定支払手続き」、確定支払手続きにより処理された売買取引等

債務相当額を「確定引落額」といいます。)、提携先等を通して加盟店に支払います。ただし、決済口座の残高が売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額を下回っていた場合の処理は、第11条第3項によるものとします。

6. 暫定支払手続き完了後、会員が返品・解約等によりデビット取引をキャンセルした場合、当行は後日、所定の手続きにより暫定引落額を決済口座に返金します。
7. 暫定支払手続き完了後、加盟店から売上確定情報が到達しない場合、当行は一定期間経過後、暫定引落額を会員の決済口座に返金します。ただし、その後加盟店から売上確定情報が到達した場合は、改めて売買取引等債務相当額を決済口座から引き落とし、提携先等を通して加盟店に支払いますが、その方法は本条第5項に準じて行うものとします。

第10条(海外利用代金の決済方法等)

1. 日本国外におけるデビット取引についての決済方法等は、以下に定めるとおりとします。
 - (1) 当行は、利用情報がVisa Worldwideに到達した時点におけるVisa Worldwideが指定するレートに当行が海外取引関係事務処理経費を加えた当行所定のレート(以下「換算レート」といいます。)で日本円に換算された売買取引等債務相当額により、第9条第3項に定める暫定支払手続きを行います。
 - (2) 当行は、デビット取引の売上確定情報がVisa Worldwideに到達した時点における換算レートにより日本円に換算された売買取引等債務相当額(以下「最終換算金額」といいます。)を提携先等を通して加盟店に支払います。この場合、当行は、最終換算金額が暫定引落額を下回っていた場合はその差額相当額は会員の決済口座に返金し、最終換算金額が暫定引落額を上回っていた場合の処理は第11条第2項によるものとします。
 - (3) 当行は、加盟店との通信事情等により利用情報が到達せず、本条本項第1号に定める暫定支払手続きがなされないまま売上確定情報のみが到達した場合、売上確定情報に基づき、最終換算金額を決済口座から引き落とし、その後に提携先等を通して加盟店に支払います。ただし、決済口座の残高が最終換算金額を下回っていた場合の処理は、第11条第3項によるものとします。
2. 会員は、日本国外でデビット取引を行う場合、現在または将来適用される外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等により、許可書、証明書その他の書類を必要とする場合には、両社の要求に応じてこれを提出するものとし、また、日本国外でのデビット取引の制限若しくは停止に応じていただくことがあります。
3. 海外ATMの利用に関しては、当行所定の手数料のほか、ATM設置機関所定の「利用手数料」をお支払いいただきます。「利用手数料」は、売買取引等債務相当額に加算され、換算レートにより日本円に換算されます。

第11条(預金口座の残高不足等による取引の決済不能等)

1. 本取引システムのメンテナンス等によるシステムの休止時間中に到達した利用情報に基づく売買取引等債務相当額が、システム稼働後に暫定支払手続きを行う際の決済口座の残高を上回っていた場合、当行は、当該利用情報に基づく暫定支払手続きを行わず、売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額の全額を Visa Worldwide を通して加盟店に支払います。当行は会員に対し、当該立替金の全額の弁済を請求するものとし、会員は当該立替金の全額を直ちに弁済しなければならないものとします。
2. 加盟店の売上処理手続き等の理由から、到達した売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額が利用情報に基づく暫定引落額を上回っていた場合、当行は、すでに決済口座から引き落とし済みの暫定引落額とは別に、当該売買取引等債務相当額と当該暫定引落額との差額を決済口座から引き落とします。この際に、決済口座の残高が、当該差額を下回っていた場合、当行は、売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額の全額を Visa Worldwide を通して加盟店に支払います（暫定引落額はその支払の一部に充てるものとします。）。当行は、会員に対し、当該立替金の全額の弁済を請求するものとし、会員は当該立替金の全額を直ちに弁済しなければならないものとします。
3. 第 9 条第 5 項および第 9 条第 7 項ならびに第 10 条第 1 項第 3 号に定める場合において、決済口座の残高が売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額を下回っていた場合、当行は、売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額の全額を Visa Worldwide を通して加盟店に支払います。当行は、会員に対し、当該立替金の全額の弁済を請求するものとし、会員は当該立替金の全額を直ちに弁済しなければならないものとします。
4. 本条第 1 項から本条第 3 項の定めるところにより、会員の当行に対する立替金債務が発生した場合、その他デビット取引およびこれに付随する取引等により会員の当行に対する債務が発生した場合、会員からの弁済金の充当方法は、当行が任意に決定することができるものとします。当行による相殺の場合もこれと同様とします。

第 12 条（債権の譲渡）

1. 会員は、当行が会員に対して有する立替金債権等を第三者に譲渡すること、その際に会員の個人情報を当該債権等の譲受人である第三者に提供することについて、承諾するものとします。

第 13 条（会員資格の取消し）

1. 当行は、第 11 条により会員に対する立替金が発生し会員が第 11 条に定める立替金の弁済を怠る等本規約に違反または違反するおそれがある場合、その他当行が必要と判断した場合には、当行所定の方法により次の各号の全部または一部の措置をとることができますとともに加盟店や海外 ATM 等を通じてカードの回収を行うことができます。加盟店からカード回収の要請があったときは、会員は異議なくこれに応ずるものとします。これに伴い、会員に損害等が生じた場合であっても、当行は一切責任を負わないものとします。
 - (1) カード利用の停止。

- (2) カード貸与の停止およびカードの返却請求。
 - (3) 加盟店に対する当該カードの無効通知。
2. 会員のデビット取引の状況が不適当もしくは不審があると両社が判断した場合、両社が当該会員に対しカードおよび本人確認資料等を両社所定の方法により両社へ提示するよう求めることができ、会員は両社の求めに応じるものとします。また、当行は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当行が必要と認めた場合には、会員に当行が指定する書面の提出および申告を求めができるものとし、また同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてはデビット取引を制限することができるものとします。
3. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その他当行が会員として不適当と認めた場合には、当行は、事前に何らの通知、催告を要せずして、会員資格を取り消すことができるものとします。この場合、当行は当行所定の方法により会員資格取消の旨会員に通知し、会員は当行の指示に従ってカードを当行に返却するか、カードの磁気ストライプ部分および IC チップ部分を切断のうえ廃棄するものとします。これに伴い、会員に損害等が生じた場合であっても、当行は一切責任を負わないものとします。
- (1) 当行への届出事項に関して届出を怠った場合。
 - (2) 当行への届出事項に関して虚偽の申告をした場合。
 - (3) 本規約の条項のいずれかに違反した場合。
 - (4) 本規約に基づく年会費または手数料等の支払がなされない場合。
 - (5) 第 11 条に定める立替金その他の当行に対する債務の弁済を怠った場合。
 - (6) 支払の停止または破産・民事再生手続開始の申立があった場合。
 - (7) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
 - (8) 預金その他の当行に対する債権について仮差押または差押の命令、通知が発送された場合。
 - (9) カードの決済状況またはカードの管理が適当でないと当行が判断した場合。
 - (10) 決済口座が普通預金規定で定める解約事由に相当した場合。
4. 会員資格を取消された場合、当行が必要と認めたときは、会員は速やかにカードを当行に返還するものとします。また、会員資格を取消された場合、会員は両社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。
5. 当行は、会員資格の取消を行なった場合、デビット取引の無効通知並びに無効登録を行い、加盟店等を通じてカードの返還を求めるができるものとします。会員は、加盟店等からカードの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて当行に返還するものとします。
6. 会員は、会員資格の取消後においても、デビット取引を行ないたる第三者にデビット取引を行なわれたとき（デビット情報の使用を含む）は当該使用によって生じたデビット取引の代金等について全て

支払いの責を負うものとします。

7. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当然に会員資格は取り消されるものとします。この場合、当行は当行所定の方法により会員資格取消の旨会員または相続人に通知し、会員または相続人は当行の指示に従って直ちにカードを当行へ返却、またはカードの磁気ストライプ部分および IC チップ部分を切断のうえ廃棄してください。これに伴い、会員ないし相続人に損害等が生じた場合であっても、当行は一切責任を負わないものとします。
 - (1) 会員に相続の開始があったことを当行が認識した場合。
 - (2) 決済口座が解約された場合。

第 14 条 (付帯サービス等)

1. 会員は、当行が提供するデビット取引付帯サービスおよび特典（以下併せて「付帯サービス」という）を利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については別途当行から会員に対し通知します。
2. 会員は、付帯サービスの利用等に関する規約等がある場合には、それに従うものとし、付帯サービスの利用ができない場合があることを予め承諾するものとします。
3. 会員は、当行が必要と認めた場合には、当行が付帯サービスおよびその内容を変更することを予め承諾します。
4. 会員は、第 13 条第 3 項、第 13 条第 7 項もしくは第 15 条 2 項に定める会員資格の取消をされた場合、または、第 18 条に定める退会をした場合、付帯サービス（会員資格取消前または退会前に取得済みの特典を含む）を利用する権利を喪失するものとします。

第 15 条 (反社会的勢力との取引拒絶、排除)

1. デビット取引は、会員が本条第 2 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、本条第 2 項各号の一つでも該当する場合には、当行は本取引システム入会の申し込みをお断りするものとします。
2. 会員が、次の各号の一つでも該当し、当行が会員として不適当と認めた場合には、当行は、事前に何らの通知、催告を要せずして、会員資格を取り消すことができるものとします。この場合、当行は当行所定の方法により会員資格取消の旨会員に通知し、会員は当行の指示に従ってカードを当行に返却するか、カードの磁気ストライプ部分および IC チップ部分を切断のうえ廃棄するものとします。これに伴い、会員に損害等が生じた場合であっても、当行は一切責任を負わないものとします。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者に該当した場合
 - (2) 暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下本条第 2 項第 1 号記載の者と併せてこれらを「暴力団員等」という）に該当した場合
 - (3) 次の①から③のいずれかに該当した場合
 - ①自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用

していると認められる関係を有すること

- ②暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ③会員が、自らまたは第三者を利用して、次の a から f までのいずれかに該当する行為をした場合
 - a 暴力的な要求行為
 - b 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - c 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - d 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為
 - e その他前記 a から d に準ずる行為
 - f 会員が本条第 3 項または第 13 条第 2 項の調査等に応じない場合や会員がこれらの調査等に対し虚偽的回答をした場合

3. 会員が本条第 2 項に該当すると具体的に疑われる場合には、両社は、会員に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、会員は、これに応じるものとします。

第 16 条 (遅延損害金)

1. 会員は、当行に対する債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対し、年 14.0% の損害金を支払うものとします。この場合の計算方法は年 365 日の日割計算とします。

第 17 条 (相殺)

1. 当行は、会員が当行に対する債務を履行しなかった場合に、当該会員が当行に対して有する預金債権と相殺することができるものとします。

第 18 条 (退会等)

1. 会員は、当行所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、会員は、当行の指示に従って直ちにカードを返却、またはカードの磁気ストライプ部分および IC チップ部分を切断のうえ廃棄するものとし、これを怠ったことにより会員に損害等が生じたとしても、これについて、当行は一切責任を負わないものとします。また、退会申出時に、本規約に基づく債務が残っている場合には、その全額を弁済していただくこととなります。

2. 本条第 1 項の場合、会員はカード情報等を登録した加盟店に対して直ちに決済方法の変更手続きを行うものとし、当該加盟店において各種代金債務が発生した場合には、本規約に基づきこれを支払いいただぐものとします。

3. 当行が第 3 条、第 4 条にもとづき送付したカードについて、会員が相当期間内において利用しない場合には、両社は会員が退会の申し出を行ったものとして取り扱うことができるものとします。

第 19 条 (カードの紛失・盗難、偽造・変造等および損害の補てん)

1. 会員が、カードの紛失・盗難等により他人にカードまたはカード情報を使用された場合、そのカードまたはカード情報の使用に起因して生じる一切の加盟店の債権については、当行はこれに

対応する債務を売買取引等債務とみなして本規約を適用し、本規約に定めるところに従い決済を行うものとし、それに関する責任はすべて会員が負うものとします。

2. 本条第1項にかかわらず、会員が紛失・盗難等の事実を速やかに当行へ直接電話等により連絡のうえ、最寄りの警察署に届け、かつ所定の書類を当行に提出した場合、当行がその連絡を受理した日(以下「受理日」といいます。)からさかのぼって60日前以降、受理日の翌日まで、当行は、当行所定の方法により、発生した損害について補てんします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、当行は、その損害を補てんしません。

- (1) 会員の故意または重過失に起因する場合。
- (2) 会員の家族、同居人、留守番その他会員の委託を受けて身の回りの世話をする者など、会員の関係者が自ら行いまだは加担した不正利用に起因する場合。
- (3) 戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正利用の場合。
- (4) 本規約に違反している状況において紛失・盗難、偽造・変造等が発生した場合。
- (5) 紛失・盗難等が虚偽の場合。
- (6) 紛失・盗難等による第三者の不正利用が会員の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩に起因する場合。
- (7) 会員が当行の請求する書類を提出しない場合、または提出した書類に不実の表示をした場合、あるいは被害調査の協力をしない場合。
- (8) カード裏面に会員自らの署名が無い場合。
- (9) カード利用の際使用された暗証番号と登録された暗証番号が一致している場合。

3. 偽造・変造されたカードの使用に係る売買取引等債務については、会員は支払いの責を負わないものとします。ただし、偽造・変造されたカードの作出または使用について、会員に故意または重大な過失がある場合には、そのカードの使用に関する責任はすべて会員が負うものとします。

4. 会員がカードの紛失・盗難、偽造・変造等により他人にカードまたはカード情報を使用された場合、またはそのおそれがある場合、もしくは会員が加盟店の入力ミス等により誤って決済口座から引き落とされた金額の返金を求める場合、その他事由の如何を問わず、当行が必要な調査を実施するにあたり、会員に対して帳票の提出、事実関係の聴取等その他の協力を求めた場合、会員はこれに協力するものとします。この場合、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。

5. 当行は、カードが第三者によって拾得される等両社が認識した事由に起因して不正使用の可能性があると判断した場合、決済口座から当行が引き落とした金額の返金を、当行所定の手続きをもつて行うものとします。また、任意の判断でカードを無効登録できるものとし、会員は予めこれを承諾するものとします。

第 20 条 (カードの再発行)

1. 当行は、会員がカードの紛失・盗難・毀損・滅失等により、当行所定の届出を行い、カードの再発行を申請した場合、当行が認める場合に限り、カードを再発行します。この場合、当行は当行所定のカード再発行手数料を決済口座から引き落とします。
2. 本条第1項に定めるところに従い当行がカードを再発行する場合、会員は、カード情報が従前のカード情報から変更される場合があることを異議なく承諾するものとします。
3. 会員がカードの再発行を申請する場合、従来利用していたカードは会員が責任をもって廃棄（磁気ストライプ部分および IC チップ部分を切断）するものとし、これを怠ったことにより会員に損害等が生じたとしても、これについて、当行は一切責任を負わないものとします。

第21条 (Visa デビット会員用 Web)

1. Visa デビット会員用 Web(以下「Web サービス」といいます。)とは、会員が自己の責任と費用においてパーソナルコンピューター・携帯電話機等の通信機器（以下「機器」といいます。）の操作を通じて、インターネット・携帯電話の通信会社が提供するネットワークサービス（以下「インターネット等」といいます。）により、両社に対し取引の依頼を行い、両社が手続きを行うサービスを言います。
2. 会員は、Web サービスの利用にあたって、機器の操作により、新規登録を行い、「ユーザー ID」「パスワード」を登録するものとします。なお、両社は新規登録の手続きを隨時任意に変更することができます。
3. 本条第2項の新規登録は本取引システムに入会中は何度でも可能です。この場合、改めて本条第2項と同じ方法で新規登録を行うことで、Web サービス利用に際しての「ユーザー ID」「パスワード」を再設定することができます。
4. 会員は本条第2項、本条第3項および本条第6項の「パスワード」の登録・再設定・変更の場合、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号等の利用を避け、また他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
5. Web サービスの利用に際して、会員はその都度、両社が指定する画面に Web サービス利用に際しての「ユーザー ID」「パスワード」を入力し、両社に通知します。両社は通知された情報と両社の登録情報との一致をもって本人確認します。両社に通知された「ユーザー ID」「パスワード」の組み合わせが連続して規定回数を超えて誤った場合、両社は安全のため、当該会員の Web サービスの利用を停止します。
6. Web サービスでは、本条第5項による本人確認の完了後、Visa デビットカードの利用状況等の照会（以下「各種照会」といいます。）ならびに「ユーザー ID」「パスワード」の変更、お知らせメールや「VISA 認証サービス」等の設定・変更（以下「各種設定・変更」といいます。）が次の方法によりご利用いただけます。
 - (1) 各種照会は、両社所定の期間または両社が会員の機器の画面に表示した中から会員が指定した期間に対応する利用状況等の情報を表示します。

(2) 各種設定・変更は、会員の機器の操作により画面上の両社が指定する項目に入力のうえ両社に通知することで依頼を受け付けるものとします。両社が依頼を受け付けた場合、確認のために会員の機器の画面に依頼内容を表示しますので、その内容が正しい場合には確認した旨を機器の操作により両社に回答してください。一定時間内に両社が回答を受信した時点で、取引の依頼内容が確定したものとして両社は手続きを行います。なお、一定時間内に両社が会員からの回答を受信できなかった場合は、依頼は受け付けなかったものとします。

7. 「VISA 認証サービス」とは、Visa Worldwide の提供する以下の内容のサービスです。

- (1) 会員は、「VISA 認証サービス」に対応した加盟店で電子商取引を行う際、Web サービスで「VISA 認証サービス」の設定を行うことを通じて登録した専用パスワードを含む所定の認証情報を会員の機器の画面に入力することにより、「VISA 認証サービス」を受けることができます。会員は、Web サービスで登録した認証情報が、「VISA 認証サービス」の認証情報として利用されることに同意します。
- (2) 第 3 条第 6 項または第 20 条によるカード再発行で会員番号が変更となった場合、「VISA 認証サービス」の専用パスワードを含む所定の認証情報は無効となります。この場合、会員は改めて Web サービスを登録のうえ「VISA 認証サービス」の設定を行うことにより、「VISA 認証サービス」が利用できるようになります。また、「VISA 認証サービス」の専用パスワードを失念した場合は、Web サービスの「パスワードを忘れた方はこちら」よりパスワードの再登録を行うことにより、「VISA 認証サービス」が利用できるようになります。
- (3) 「VISA 認証サービス」は、第 18 条による退会または第 13 条第 3 項、第 13 条第 7 項もしくは第 15 条第 2 項の会員資格の取消により、自動的に利用できなくなります。なお、「VISA 認証サービス」は、それ以外の方法により、会員が任意に利用を停止することはできません。
- (4) 「VISA 認証サービス」によるショッピングに関して生じた損害は補てんしません。
- (5) 両社は、Web サイトに公開するなど所定の方法で会員に通知することにより、「VISA 認証サービス」を任意に中止できるものとします。その結果、会員に不利益が生じても、両社は一切責任を負わないものとします。

8. Web サービスは、第 18 条による退会または第 13 条第 3 項、第 13 条第 7 項もしくは第 15 条第 2 項の会員資格の取消により、自動的に各種照会を除くすべてのサービスが利用できなくなります。また、各種照会についても、両社所定の期間経過後に自動的に利用できなくなります。なお、Web サービスは、それ以外の方法により、会員が任意に利用を停止することはできません。

9. Web サービスの利用時間は両社所定の時間内とします。なお、利用時間は当行システムが保持する時刻を基準とします。ただし、

利用時間中であっても、事前に告知なく以下の理由により Web サービスの運営を一時中止する場合があります。

- (1) Web サービス運営に必要な機器、システムの保守点検
- (2) システムの切替による設備更新
- (3) 天災、災害による装置の故障
- (4) その他両社が必要と判断した場合また、両社は Web サイトに公開するなどの所定の方法で会員に通知することにより、Web サービスを任意に追加、変更、中止できるものとします。なお、Web サービスの一時中止、Web サービスの追加、変更、中止に起因して生じた利用者の不利益その他のいかなる損害についても、両社は一切責任を負わないものとします。

10. 会員は次の行為を行わないものとします。

- (1) Web サービス利用・登録を行う際、虚偽の情報を送信・登録する行為
- (2) Web サービスによって得られた情報を営利目的に利用する行為
- (3) 法令に違反する行為または違反するおそれのある行為
- (4) Web サービスの権利の譲渡にあたる行為
- (5) その他、両社が不適当と認めた行為 また、Web サービスの内容、情報など Web サービスに含まれる著作権、商標その他の知的財産権等は、すべて両社その他の権利者に帰属するものであり、会員はこれらの権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為をしないものとします。

11. 両社は、以下の場合には登録された認証情報を会員に事前・事後に通知することなく削除し、利用登録を抹消できるものとします。

- (1) 会員が本取引システムを退会した場合または会員資格が取消となった場合
- (2) 会員が認証情報登録の際または Web サービス利用の際に虚偽の申告、登録をした場合
- (3) 会員のカードの不正利用によって被害が発生したときや、両社に届け出た氏名、住所、カード代金支払口座等に変更があり、直ちに当行所定の方法により手続きを行わなかった場合など正確な Web サービスの提供が困難と予測される場合
- (4) 会員が本規約に反する行為をするなど、両社が不適当と認めた行為を行った場合

12. 両社が本条第 2 項および第 5 項の方法にしたがって本人確認をして取引を実施した場合には、「ユーザー ID」「パスワード」等につき不正利用その他の事故があっても両社は当該取引を有効なものとして取り扱い、また、そのために生じた損害について両社は一切責任を負いません。

13. 両社は、Web サービスより得られた情報の正確性・有用性等を保証するものではありません。また、Web サービス利用により生じたいかなる損害についても、両社は一切責任を負わないものとします。

14. 次の各号の事由により、Web サービスの取り扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、両社は一切責

任を負いません。

- (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。
 - (2) 両社または提携会社等のシステムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき。
 - (3) 両社以外の金融機関等の責めに帰すべき事由があったとき。
15. Web サービスにおいて両社が採用する暗号技術を含めたシステム上の安全対策等は、両社が妥当と判断したものであり、両社がその完全性、安全性等を保証するものではありませんが、会員は Web サービスの利用に際し、公衆回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および両社が採用するシステム上の安全対策等について了承しているものとみなします。
16. 両社は Web サービスの内容を予告なく変更できるものとします。その結果、会員に不利益が生じた場合でも、両社は補償その他の義務を負わないものとします。

第 22 条 (売買取引等債務等の通知方法)

1. 会員は、第 21 条に定める Web サービスにより、Web 上でデビット取引の代金明細を確認するものとします。デビット取引の代金明細は、Web サービスにて確認するものとし、原則として、明細書の発行は行いません。会員が明細書の発行を希望する場合には、その都度、当行は当行所定の手数料を決済口座から引き落とすこととし、会員は予めこれを承諾するものとします。
2. 両社は、第 9 条第 2 項に基づき会員より引き落としの指示および当該引き落としにかかる金額による売買取引等債務の弁済委託を受けた時点で、会員が Web サービスの利用登録時に当行に登録した電子メールアドレス(以下「会員指定アドレス」という)宛にカードの利用を通知する電子メールを送信します。(会員が Web サービスにてお知らせメールの通知を希望した場合)
3. 両社は、加盟店より売上確定情報を受けた後、デビット取引に係る精算の通知を会員指定アドレス宛に電子メールを送信して行います。ただし、会員より引き落としの指示および弁済委託を受けた金額と加盟店に支払った売買取引等債務相当額が同一額である場合は、当該電子メールの送信を省略することを会員は予め承諾するものとします。

第 23 条 (E メール)

1. 両社は、会員指定アドレス宛に次の内容の E メールを発信します。
 - (1) デビット取引にかかる決済口座からの各種引き落としにかかる通知
 - (2) 第 21 条第 7 項の「VISA 認証サービス」の設定ないしは設定変更の通知
2. 両社システム処理上の都合により、E メール発信が遅れたり到着しなかった場合は、これらにより生じた損害について両社は一切責任を負いません。

第 24 条 (免責)

1. 当行は、当行の責めに帰すべき事由のある場合を除き、当行が返

金をする場合、利息・損害金をつけません。返金手続きの遅れに付随して発生した損害等についても責任を負わないものとします。

2. 本条第1項のほか、当行が、本規約に定めるサービスの提供に関し、会員が被った損害について責任を負う場合であっても、当行の責めに帰すべき事由のある場合を除き、両社の責任は、通常生ずべき事情に基づく通常損害の範囲に限られるものとし、逸失利益、拡大損害、間接損害、特別損害等については、一切責任を負わないものとします。

第25条(届出事項の変更)

- 会員が両社に届け出た氏名・住所・電話番号・会員指定アドレス・暗証番号等に変更のあった場合は、直ちに当行所定の届出用紙を提出する等の方法により手続きをしていただきます。
- 本条第1項の変更手続きがないために、当行が会員に対して届出の郵便物宛先に送付する郵便物が延着または到着しなかった場合、会員指定アドレス宛に発信するEメールが到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとみなします。ただし、会員にやむを得ない事情がある場合には、この限りではないものとします。
- 氏名または暗証番号を変更する場合その他両社が必要と認める場合には、会員は遅滞なく、当行所定の届出用紙と第3条に定めるカードをあわせて当行に提出することにより、変更事項の届出を行うものとします。なお、これにより新たにカードが会員に交付されるまでの間、デビット取引ができなくなることに伴う会員の不利益・損害等については、両社は責任を負わないものとします。
- 本条第1項の届出がなされていない場合でも、両社は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報またはその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る本条第1項の届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は両社の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。
- 会員は、カードの決済口座の変更およびカードデザインの変更が出来ないことを予め承諾するものとします。
- 会員は、当行が必要と判断した場合、カードデザインを予告なく変更することについて予め承諾するものとします。

第26条(準拠法・管轄)

- デビット取引、その他、本規約に基づくサービスに関する会員と両社との諸契約に関しては、すべて日本法が適用されるものとします。本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合には、両社の本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所をもって第一審の合意管轄裁判所とするものとします。

第27条(規約の準用)

- 当行の他の規定等、その他本規約に定めのない事項については、当行Webサイトへの掲示内容により取り扱います。

第28条(サービス内容および本規約の変更等)

- この契約書の約定(ただし、「借入利率・元利金返済額の変更」により利率が変更される場合を除く)は、金融情勢の状況の変化

その他の相当の事由があると認められる場合には、当行 Web サイトへの掲載による公表その他の相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

HIROGIN Debit 保証委託約款

〈第1章 一般条項〉

第1条（委託の範囲）

1. 私が HIROGIN Debit（以下「カード」といいます。）の申込みを行うにあたり、ひろぎんクレジットサービス株式会社（以下「保証会社」といいます。）に委託する保証の範囲は、「HIROGIN Debit 契約内容変更に関する覚書 兼 個人情報の取り扱いに関する同意書・会員規約・規定集」にもとづき、私が株式会社広島銀行（以下「銀行」といいます。）に対し負担するカード利用による債務、損害金その他一切の債務の全額とします。保証の方法は、保証会社と銀行との間に締結されている保証契約によるものとします。
2. 前項の保証は保証会社が保証を適当と認め、これにもとづいて銀行がカードを発行したときに成立するものとします。
3. 前項の被保証債務の内容は、約定書の各条項によるものとします。
4. 約定書が契約期間満了、中止、解約、失効、解除その他の理由により、将来に向かって終了した場合にも、保証会社の保証債務は、約定書にもとづいて私が銀行に対し既に負担する債務については、その弁済が終わるまで継続します。

第2条（原債務の弁済）

保証会社の保証を得て、約定書にもとづいて銀行に対し負担する債務（以下「原債務」といいます。）については、私と保証会社、および私と銀行との間に締結している約定書の各条項を遵守し、期日には遅滞なく債務の弁済をするものとします。

第3条（代位弁済）

1. 私が銀行との約定書に違反したため保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、私に対して通知、催告なくして弁済されても異議ありません。
2. 私は、保証会社が求償権または代位によって取得した権利を行使するときは、この契約の各条項のほか、私が銀行との間に締結した約定書の各条項を適用されても異議ありません。

第4条（求償権ならびに保証料債権）

私は保証会社の私に対する下記各号に定める求償権ならびに保証料債権について弁済の責に任じます。

- (1) 前条による保証会社の出損額。
- (2) ① Visa ブランドのカードを選択した場合は、(1) に対する保証会社が弁済した翌日から、年 14.4% の割合（年 365 日の日割計算）による遅延損害金。
- ② JCB ブランドのカードを選択した場合は、(1) に対する保証会社が弁済した翌日から、年 14.6% の割合（年 365 日の日割計算、うるう年は 366 日の日割計算。）による遅延損害金。

(3) 保証会社が債権保全あるいは実行のために要した費用（訴訟費用および弁護士費用を含みます。）の総額。

(4) 保証会社に未払保証料がある場合その総額。

第5条（求償権ならびに保証料債権の事前行使）

1. 私が下記の各号の一つにでも該当したときは、第3条の代位弁済前といえども求償権ならびに保証料債権を行使されても異議ありません。

(1) 弁済期が到来したとき、または被保証債務の期限の利益を失ったとき。

(2) 担保の目的物について差押（租税公課等の滞納処分としての差押を含みます。）または競売開始決定があったとき。

(3) 仮差押・差押もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始等の申立があったとき。

(4) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき。

(5) 支払いを停止したとき。

(6) 手形交換所の取引停止処分があったとき。

(7) 保証会社に対する債務のうち一つでも履行を怠ったとき。

(8) その他債権保全のため必要と認められたとき。

2. 保証会社が、前項により求償権を行使する場合には、私は、保証会社に対する求償債務または原債務に担保があると否とを問わず求償に応じるものとします。また、保証会社に対し担保の提供または原債務の免責を請求しません。ただし、私が求償債務を履行した場合には、保証会社は遅滞なくその保証債務を銀行に対し履行するものとします。

第6条（業務委託）

私は、銀行または保証会社が本約款に定める事務等を三菱UFJニコス株式会社または株式会社ジェーシービーに業務委託することを予め承認するものとします。

第7条（届出事項）

1. 氏名、住所、印鑑、電話番号その他保証会社に届け出た事項に変更があったときは、私は直ちに保証会社に書面で届け出るものとします。

2. 私が第1項の届出を怠っていたため、保証会社が私から最後の届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとします。

第8条（報告および調査）

1. 私は、保証会社が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、担保の状況ならびに私および保証人の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。

2. 私は、担保の状況、または私もしくは保証人の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じる恐れがあるときは、保証会社に報告するものとします。

第9条（成年後見人等の届出）

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合に

は、直ちに成年後見人の氏名その他必要な事項を保証会社へ書面によって届け出ます。また、私の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様に届け出ます。

2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を保証会社へ書面によって届け出ます。
3. すでに私もしくはその補助人・保佐人・後見人が補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または、私について任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に保証会社へ届け出ます。
4. 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に保証会社へ届け出ます。
5. 前4項の届け出の前に生じた損害については、保証会社は責任を負わないものとします。

第10条(債権譲渡)

保証会社は、将来この契約による債権を他の金融機関等に譲渡（信託を含みます。）することおよび保証会社が譲渡した債権を再び譲り受けることができるものとします。この場合、私に対する通知は省略することができるものとします。

第11条(担保)

私は保証会社から担保もしくは保証人の提供または変更を求められたときは、遅滞なくこれに応じ、一切異議を述べないものとします。

第12条(債務の返済等に充てる順序)

私が保証会社に対し、本件保証による求償債務のほかに他の債務を負担しているとき、私の弁済金が債務総額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序、方法により充当されても異議ありません。

第13条(中止・解約・終了)

1. 原債務または保証会社宛債務の不履行等にもとづき、保証会社が債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは、いつでも保証会社はこの契約による新たな保証供与を中止し、またはこの契約を解約または終了することができます。この場合、銀行からその旨の事前または事後の通知をもって保証会社の通知に代えることができるものとします。
2. この契約による新たな保証供与の中止、またはこの契約が解除されまたは終了した場合にも、保証会社の保証債務は、約定書にもとづいて私が既に銀行から借入れた債務については、その弁済が終わるまで継続します。
3. 前項の定めにかかわらず、第1項によりこの契約による新たな保証供与の中止またはこの契約の解約または終了の通知を受けたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続きをとり、保証会社には負担をかけません。

第14条(代り証書等の差し入れ)

私が保証会社に差し入れたこの契約書またはその他の書類が、事変、災害、運送中の事故等やむを得ない事情によって紛失、滅失、損傷

または延着した場合には、保証会社の帳簿、伝票等の記録にもとづいてこの契約の債務の返済をするものとします。

なお、保証会社の請求があればただちに代りの契約書その他書類を差し入れるものとします。

この場合に生じた損害については保証会社の責めに帰すべき事由による場合を除き、私が負担します。

第 15 条 (印鑑照合)

保証会社または銀行が、この取引に係る諸届その他の書類に使用された印影を私および保証人の届け出た印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、保証会社または銀行は責を負わないものとします。

第 16 条 (費用の負担)

次の各号に掲げる保証会社における費用の負担は、私が負担するものとします。

- ①抵当権の設定、抹消または変更の登記に関する費用。
- ②担保物件の調査または取立もしくは処分に関する費用。
- ③私または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用(訴訟費用および弁護士費用を含みます。)
- ④私が自己の権利を保全するために保証会社に協力を依頼した場合に要した費用。
- ⑤この契約書ならびにその付帯書類(特約書、変更契約書等)にかかる印紙代。

第 17 条 (公正証書の作成)

私および保証人は、保証会社の請求があればただちにこの契約によるいっさいの債務の承認ならびに強制執行の認諾がある公正証書の作成に必要な手続きをします。そのために要した費用は、私および保証人が連帶して負担します。

第 18 条 (規定の変更)

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他の相当の事由があると認められる場合には、銀行または保証会社のウェブサイトへの掲載による公表その他の相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第 19 条 (準拠法、合意管轄)

1. この契約にもとづく取引の契約準拠法は日本法とします。
2. この契約にもとづく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、訴額のいかんにかかわらず会員の住所地または保証会社の本社、支社、営業所所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第 20 条 (完済後の保証委託契約書の扱い)

原債務の返済が終了した後 6 カ月以内に私より特段の申し出がない場合は、保証会社は私に通知することなく、保証委託契約書および付帯書類を破棄処分することができるものとします。

〈第2章 個人情報の取り扱い条項〉

第21条(個人情報の収集・保有・利用・預託)

私は、保証会社に保証委託を申し込むにあたり、以下の情報（以下、これらを総称して「個人情報」といいます。）を保証会社が保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。

- ①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および入会後に届け出た事項。
- ②入会申込日、入会承認日、有効期限等、会員等と両社の契約内容に関する事項。
- ③会員のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容および債権回収その他の保証委託後の管理の過程において知り得た事項。
- ④会員等が入会申込時に届け出た収入・負債・家族構成等、当行または保証会社が収集したカード利用・支払履歴。
- ⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当行に提出した収入証明書類等の記載事項。
- ⑥当行または保証会社が適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）。
- ⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。

第22条(保証会社と銀行の間での個人情報の提供)

契約者等は、本申込にかかる情報を含む契約者等に関する下記情報が保証会社より銀行に提供され、下記目的の達成に必要な範囲で、銀行が利用することに同意します。

〈提供される情報〉

- ①氏名、住所、連絡先等、申込書ならびに契約書ならびに付属書面等本申込にあたり提出する書面に記載の全ての情報
- ②保証会社での保証審査の結果に関する情報
- ③保証番号や保証料金額等、保証会社における取引に関する情報
- ④保証会社における保証残高情報、他の取引に関する情報等、銀行における取引管理に必要な情報
- ⑤銀行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続きに必要な情報
- ⑥代位弁済完了後の返済状況等に関する情報

〈提供される目的〉

- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスのお申込の受付のため
- ②犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供

- にかかる妥当性の判断のため
- ⑥与信に関する業務において個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩お客さまと面談して行う銀行および提携会社等の商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪ダイレクトメールの発送や電話セールス等、ダイレクトマーケティングによる銀行および提携会社等の商品やサービスに関する各種ご案内そのため
- ⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事務管理のため
- ⑬その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- ※上記⑦の受託業務および上記⑨の研究・開発においては、個々のお客さまにかかる情報の集約および当該情報の照合を含むデータ分析の結果を用いる場合がございます。
- ※上記⑩のご提案および上記⑪のご案内には、お客さまの商品購入履歴やサービス利用履歴等の情報を分析して実施する、お客さまの興味・関心に応じたご提案・ご案内が含まれます。

第 23 条（債権譲渡にともなう個人情報の第三者提供）

保証履行に伴う求償債権は、債権譲渡・証券化といった形式で、他の事業者等に移転することがあります。契約者等は、その際、契約者等の個人情報が当該債権譲渡または証券化のために必要な範囲内で、債権譲渡先または証券化のために設立された特定目的会社等に提供され、債権管理・回収等の目的のために利用されることに同意します。

第 24 条（個人情報の債権回収会社への第三者提供）

保証会社が、債権管理回収業に関する特別措置法（平成 10 年 10 月 16 日法律第 126 号）第 3 条により法務大臣の許可を受けた債権回収会社に本申込に係る債権の管理・回収を委託する場合には、契約者等に関する第 21 条に規定する個人情報が、同社における保証会社債権の管理・回収のために必要な範囲で、保証会社より同社に提供されます。

第 25 条（個人情報の開示・訂正・削除）

- 契約者等は、保証会社等に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。保証会社に開示を求める場合には、第 27 条記載の保証会社窓口に連絡してください。
- 万一登録内容が事実でないことが判明した場合には、保証会社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第 26 条（本同意条項に不同意の場合）

保証会社は、契約者等が本申込の必要な記載事項（申込書、契約書表面で契約者等が記載すべき事項）の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部を承認できない場合、本申込をお断りすることがあります。

第27条（個人情報の取り扱いに関する問合せ窓口）

個人情報の開示・訂正・削除に関するお問合せは、下記の保証会社までお願いします。

ひろぎんクレジットサービス株式会社 お客様相談室

〒730-0031 広島市中区紙屋町1丁目3番8号

電話 082-248-5861（受付時間：平日9時～17時）

第28条（本契約が不成立の場合）

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第21条に基づき、本契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第29条（条項の変更）

本同意条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

以上

MEMO

MEMO

